

わんぱーくこうちレストラン出店者募集要項

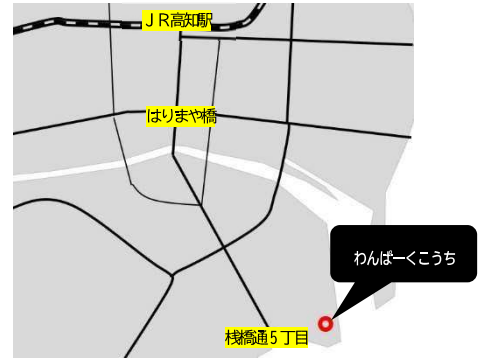
1 募集趣旨

わんぱーくこうちは、「子どもたちの心身ともに健全な成長に資するため、自由に遊び自由に学ぶふれあいの場」として設置されております。

わんぱーくこうちの来園者に本目的に沿った癒しと快適な休憩の場を提供するとともに、料理や飲料デザート等を提供するレストランの出店者を募集します。

2 施設概要

- (1) 名 称 わんぱーくこうち
- (2) 住 所 高知市棧橋通 6 丁目 9-1
- (3) 管理運営 公益財団法人 高知市都市整備公社（以下「公社」という。） ※公社は指定管理者・設置者は高知市
- (4) 敷地面積 約 4 万 5 千平方メートル
- (5) 駐 車 場 駐車台数 約 125 台



3 募集概要

- (1) レストラン出店場所 わんぱーくこうち管理棟（木造 2 階建）の 1 階西側 別添図① 参照
- (2) 占有面積 レストラン部分 162.74 m² 別添図② 参照
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
(ただし、契約は 1 年度毎の更新とする。)

4 応募資格

- (1) 応募者は、次に掲げる条件をすべて満たしている法人又は個人とします。
 - ① わんぱーくこうちの設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。
 - ② 高知市、公社及び他の出店者と協調、協力できること。
 - ③ 安定した経営能力を有していること。
 - ④ 優良なサービスを提供できる能力を有していること。
 - ⑤ 営業に際して必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許を受けることが確実な者であること。
 - ⑥ 公租公課を完納していること。
 - ⑦ 令和 6 年 3 月 31 日現在、飲食業の経験が 5 年以上あるもの。
 - ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号 に該当する団体又は団体に属する者であること。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者であること。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者であること。
 - エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 号若しくは第 19 号の規定による破産手続開始

の申立てがされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者であること。

(2) 応募者の地域要件

なし（※高知市内に限らず、高知市外の者の応募が可能です。）

(3) 現地説明会に参加すること。（必須条件）

5 運営条件

- (1) 応募し、決定を受けた出店者の直営を原則とします（第三者への運営権の譲渡はできません。）。
- (2) 営業時間：午前9時～午後5時ただし、毎週水曜日（水曜日が国民の休日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）及び12月28日から翌年1月1日は休店とします。
休日及び営業時間については、協議により変更ができる場合があります。
- (3) 出店者が新たに名称を付して使用したい場合は、わんぱーくこうちのイメージに適合するものとし、公社と協議すること。
- (4) 従業員、パート職員等の雇用については、出店者が対応すること。
- (5) 従業員用駐車スペース等の利用については、契約後、公社と協議・調整を行います。
- (6) 出店者の責めに帰す事由により、建物や内装及び備品等を汚損、破壊した場合及び出店者が退居する場合は、出店者の負担により原状回復すること。
- (7) 営業上必要な許認可の申請、取得は、出店者が行うこと。
- (8) 出店者は、利用者のニーズに応じたわんぱーくこうちにふさわしいメニューの考案や利用者が満足する食事の提供等に努めること。
- (9) メニュー及び販売価格設定は、受託者が提案し公社と協議の上決定します。
- (10) 故意又は過失により施設を損失又は棄損した場合、並びに食中毒その他の事故より、公社職員及び第三者に損害を与えた場合に備え賠償保険に加入すること。
- (11) 経費負担区分
 - ・以下については、出店者が負担すること。
 - ① 光熱水費（電気・ガス・上下水道）
 - ② 清掃費（グリストラップ・グリスフィルター、ゴミ処理を含む）
 - ③ 事業活動に伴い発生する廃棄物の処理費
 - ④ 店内・厨房等の消毒費（害虫・ネズミ駆除費用等）
 - ⑤ 消耗品費、電話料等
 - ⑥ 営業に必要な什器備品等の調達費用
 - ⑦ 内装及び厨房設備等の改修及び修繕費
 - ⑧ 上記(10)に記載する賠償保険
 - ⑨ 機械警備料・消防設備保守点検料・ガス保守点検料等なお、光熱水費については、公社が指定する方法により期限までに納付すること。
- (12) その他
 - ・契約保証金は免除する。
 - ・毎月の売上金や利用者数など定期的な報告事項を遵守すること。
 - ・レストラン備え付けの設備、備品等の使用料については、下記6の(4)の月額受託料に含むものとする。

- ・専用エリア以外に看板や案内板を設置する場合、公社に事前協議し、承認を得ること。
- ・飲食物のメニューや価格を改定する場合、公社に事前協議し、承認を得ること。
- ・施設管理は、公社から指示を受けた方法によること。
- ・食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、施設利用者に影響のないよう配慮し、公社から指示を受けた方法によること。
- ・施設における喫煙は、公社の指定した場所で行うこと。
- ・事業活動に伴い生じる廃棄物は、法令を遵守し適切に管理、処分すること。
- ・レストラン内を清潔に保ち、施設の美観、衛生環境を損なわないようにすること。
- ・施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が公社からあった場合は、全面的に協力すること。
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、都度公社と協議すること。
- ・以下に該当するときは、契約を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - イ 出店者が契約条件に違反をしたとき
 - ウ 出店者が応募者の資格を失ったとき

(13) 本要項の条件及び締結する契約を遵守できない場合は、契約を解除します。

6 契約条件等

- (1) 契約形態 わんぱーくこうちレストラン運営業務受託
- (2) 契約の相手方 公益財団法人 高知市都市整備公社
- (3) 契約期間 令和7年契約締結から令和8年3月31日まで（その後の更新は1年間とします。）
- (4) 月額受託料 競争見積りで決定 受託料は、月払いとし、当該月分を指定する期日（25日）までに公社が指定する口座に振込こと。
ただし、初月の受託料については日割りにより算出する。
- (5) 入札 入札時の最低制限価格は、土地・建物の評価額より算出した金額とする。

7 募集等スケジュール

選定の手順	日程等
現地説明	9月12日（木）15時～
募集要項等の公表	9月2日（月）HP掲載
応募受付期間	9月13日（金）～10月14日（月）
質問受付期間	9月16日（月）～9月27日（金）
質問回答	10月3日（木）
審査（書類審査）	10月18日（金）
審査結果通知	10月21日（月）
入札日	10月24日（木）
覚書締結（後に本契約締結）	10月下旬

8 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

- (1) 応募受付期間 令和6年9月13日（金）～同10月14日（月）午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

※郵送の場合は令和6年10月11日（金）必着

- (2) 提出先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所たかじょう庁舎6階
公益財団法人 高知市都市整備公社

- (3) 応募書類

【法人の場合】

- ① 応募資格確認申請書（様式1）

（添付書類）

- ・会社概要（パンフレット可）
- ・登記簿謄本（提出3か月以内に発行されたもの）、定款、規約又はこれに類する書類
- ・国税、県税及び市税の納税証明書（直近のもので、写し可）

- ② 出店申込書（様式2）

（添付書類）

- ・事業提案書（参考様式3）
- ・過去3期の決算書の写し又は財務内容が分かる資料

【個人の場合】

- ① 応募資格確認申請書（様式1）

（添付書類）

- ・事業所（店）概要（パンフレット可）
- ・代表者の身分証明書（3か月以内に発行された住民票）
- ・国税、県税及び市税の納税証明書（直近のもので、写し可）

- ② 出店申込書（様式2）

（添付書類）

- ・事業提案書（参考様式3）
- ・過去3期の決算書の写し又は財務内容が分かる資料

- (4) 提出部数 各2部

- (5) 提案項目

事業提案として、次の項目に関する内容の提案を求めます。

- ① 事業の実施方針、コンセプト
- ② 運営体制（人員配置計画）
- ③ 事業計画（商品・メニュー計画、販売価格、仕入計画）
- ④ 収支計画、資金計画（整備に係る資金を含む）
- ⑤ 工程計画（開業までの工程計画）
- ⑥ 実績（類似施設等の運営実績等）
- ⑦ 地域経済社会に対する姿勢
- ⑧ 特にこだわり力を入れていること（PR等）

(6) 質問の受付及び回答

- ・募集要項に記載された内容等に関する質問を文書により受け付けます。
- ・質問事項を記入の上、メール、持参又は郵送にて、下記まで提出してください。
なお、メールで提出の場合のタイトルは「募集要項等に対する質問」と明記してください。電話、口頭による質問は受け付けません。

① 質問の受付期間 令和6年9月16日（月）～同9月27日（金）午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は受付期間内必着

② 質問の提出先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
公益財団法人 高知市都市整備公社
メールアドレス toshi@kochishi-ts.or.jp

③ 質問の回答及び公表

質問者へメール等にて回答するとともに、応募する者全員に広く関係すると思われるものについては、その質問と回答を、ホームページに掲載します（質問者名等は公表しません。）。なお、意見の表明と解される質問及び本業務に関係ない事項等の質問に対しては、回答しません。

9 審査について

(1) 審査の方法等

- ① 審査は、書類審査のみとします。
- ② 公社は選考審査会を開催し、審査基準に基づき総合的に審査します。また、応募者が一者であっても、選考審査を行います。不適切と認められた場合は、再度募集を行う場合があります。
- ③ 選考審査は非公開とします。

【審査基準】

	評価項目	審査のポイント
1	コンセプト	わんぱーくこうちにふさわしいか。
2	わんぱーくこうちの魅力向上への貢献	利用者に対し、魅力ある商品を継続的に提供し、わんぱーくこうちの魅力向上に貢献する内容であるか。
3	経験及び実績	経営者及び中心となるスタッフが、業界において経験を有し、マネジメント技術、衛生や接客などに関し精通しているか。
4	事業計画の妥当性	事業所の実績又は経営者の経験等を踏まえ、事業計画や収支計画等が実現可能で妥当なものとなっているか。
5	商品開発力	わんぱーくこうちにふさわしい商品、オリジナリティのある商品や地場の産品や食材を活かした運営について、具体的な提案となっているか。
6	地域経済への波及	営業活動や従業員の雇用等において、地域経済への波及が期待できるか。
7	経営理念	事業の実施方針やコンセプトに裏づけられた使命感があるか。また、使命感はスタッフや地域社会と共感できるものか。

8	経営安定力	取引先の支払いはもとより、わんぱくこうち内での営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないように、一定の財務内容や資本調達の裏付けを有しているか。
---	-------	--

(2) 審査結果の公表

- すべての応募者に対して審査結果を文書またはメールで通知するとともに、選定された出店者のみを公社ホームページにて公表します。

なお、選定の内容に関するお問い合わせにはお答えいたしません。

(3) 選定の取り消し

- 次のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の選定を取り消します。
 - ① 応募に関する書類及び説明等の内容に虚偽が認められた場合
 - ② 応募する者の参加資格を満たさなくなった場合
 - ③ その他出店者として不適格な事項及び事実が認められた場合

10 その他

(1) 提案書類の取扱い

- ① 著作権 事業提案書の著作権は、当該応募者に帰属します。ただし、公社は、本事業に関する報告及び公表等のため、公社が必要とする場合には、事業提案書の内容を無償で使用できるものとします。
- ② 特許権等 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工業材料、施工方法及び維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として応募者が負うこととします。
- ③ 応募に伴う費用負担
応募に係る費用については、全て当該応募者の負担とします。
- ④ 応募書類の返却
事業提案書その他応募者から提出された書類は返却しません。

(2) その他

- ① 選定された方には、営業までの間、諸準備等を行うとともに、公社及び施設管理者との打ち合わせに参加し、協議及び調整を行っていただきます。協議及び調整の過程で、事業提案書の内容の変更をお願いする場合があります。また、打合せ等の参加に要する経費は、全て事業者の負担とします。
- ② 本要項に記載のある事項のほか、記載のない事項、疑義等については、契約締結に向けた協議の中で修正、調整、決定していく予定です。

(3) 年間来園者数（実績）

令和元年度	約 260,000 人	令和4年度	約 220,000 人
令和2年度	約 160,000 人	令和5年度	約 210,000 人
令和3年度	約 170,000 人		